

小菅村空き家改修等補助金交付要綱

平成28年10月 1 日

改定 令和 4 年 4 月 1 日

要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家の有効活用を通して、村内への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家に係る所有権その他権利を有する者が行う当該物件の改修等に要する経費に対し、補助金を交付することについて、小菅村補助金等交付規則（昭和 55 年小菅村規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この告示は、小菅村の規定により登録された「空き家」について適用する。

(補助対象者)

第 3 条 この事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家に係る所有権その他権利を有し、当該空き家の売却及び賃貸を行うことができる者
- (2) 空き家の賃貸借契約日から 1 年以内の者
- (3) この補助金に係る改修等に関して国、県又は村の制度による他の補助金等を受けていない者
- (4) この補助金の交付を受けたことのない者
- (5) 自らの負担で空き家の改修等をしようとする者
- (6) この補助金に係る改修等を行う空き家（以下「補助対象物件」という。）を、補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から 5 年以上貸し出しする意思のある者

2 借主が改修等をする場合は、空き家に係る所有権その他権利を有する者の許可を得ているものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の機能向上のために行う改修等とする。ただし、居住の用に供する以外の家屋又は家屋の部分以外の改修等については、補助対象事業としないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額（補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）とし、改修費の補助金上限は100万円を限度とする。同様にごみ処分費の補助金上限は10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前20日までに、小菅村空き家改修等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (2) 改修等に要する経費に係る見積書の写し
- (3) 改修予定箇所の現況写真
- (4) 空き家の賃貸借契約書の写し
- (5) 入居者の世帯全員分の住民票
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 小菅村空き家改修等承諾書（第3条第2項に該当する者）（様式第1・1号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 村長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに小菅村空き家改修等補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、小菅村空き家改修等補助金変更等承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認したときは、速やかに小菅村空き家改修等補助金変更等承認決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付を決定した年度の翌年4月10日のいずれか早い期日までに小菅村空き家改修等補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 改修等に要した経費の内訳が確認できる書類
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 改修後の施工箇所の写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第10条 村長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、小菅村空き家改修等補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに小菅村空き家改修等補助金請求書（様式第8号）を村長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

3 村長は、前2項の規定により補助金の全部又は一部の取消しをするときは、小菅村空き家改修費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、村長が定める期日までに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、村長が返還を命ずる金額は、別表のとおりとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月 1 日から施行する。

別表（第13条関係）

交付日からの経過年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金額確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

小菅村長

申請者
住所
氏名
電話番号

⑩

小菅村空き家改修等補助金交付申請書

次のとおり 年度小菅村空き家改修等補助金の交付をされたく、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第6条の規定により関係する書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円(千円未満の端数は切り捨て)

2 添付資料

- (1) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (2) 改修等に要する経費に係る見積書の写し
- (3) 改修予定箇所の現況写真
- (4) 空き家の賃貸借契約書の写し
- (5) 入居者の世帯全員分の住民票
- (6) 誓約書
- (7) その他村長が必要と認める書類

様式第1－1号(第6条関係)

年 月 日

小菅村長

空き家に係る所有権その他権利を有する者

住 所

氏 名

⑩

電話番号

小菅村空き家改修等承諾書

次のとおり 年度小菅村空き家改修等補助金交付申請書の内容のとおり、
下記の借主が行う空き家改修等について承諾します。

1 借主（空き家等改修を行う者）

住 所

氏 名

電話番号

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

小菅村長

住 所
氏 名

印

誓 約 書

私は、小菅村空き家改修等補助金の交付申請に当たり、小菅村空き家改修等補助金交付要綱の規定を遵守することについて誓約します。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

小菅村長



小菅村空き家改修等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小菅村空き家改修等補助金の交付については、下記のとおり決定したので小菅村空き家改修等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

小菅村長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

⑩

小菅村空き家改修等補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた小菅村空き家改修等補助金について、下記のとおりその内容等を（変更・中止・廃止）したいので、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
総事業費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金額	円	円
変更内容及び 変更理由		
添付資料	(1) 変更内容及び箇所等が確認できる図面 (2) 工事等変更見積書（変更がある場合のみ） (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止又は廃止

中止又は廃止の理由	
-----------	--

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

小菅村長



小菅村空き家改修等補助金変更等承認決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した小菅村空き家改修等補助金については、下記のとおり(変更・中止・廃止)を決定したので、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

区 分	当初計画	変 更 後

2 補助金変更交付決定金額 金 円

3 補助金既交付決定額 金 円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

小菅村長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

⑩

小菅村空き家改修等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付を受けた小菅村空き家改修等補助金について、下記のとおり実施したので、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

1 補助対象事業に要した経費 _____ 円

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

4 添付書類

- (1) 改修等に要した経費の内訳が確認できる書類
- (2) 領収書の写し
- (3) 改修後の施工箇所の写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

小菅村長



小菅村空き家改修等補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした小菅村空き家改修等補助金について、実績報告書の審査等を行った結果、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 補助事業に要した補助事業費及び補助金の額は、次のとおりとする。
単位：円

補助対象事業費	交付決定補助金額	交付すべき補助金額

年 月 日

小菅村長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

小菅村空き家改修等補助金請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知のあった小菅村空き家改修等補助金について、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	
本・支店名	本店・支店
預金種目	普通・当座
口座番号（7桁記入）	
フリガナ	
口座名義人	

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

小菅村長



小菅村空き家改修等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した小菅村空き家改修等補助金については、小菅村空き家改修等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の取消しをしたので通知します。

記

1 取消し額 金 円

2 取消しの理由